

川崎市立西中原中学校夜間学級要項

川崎市教育委員会

1 目的

中学校の就学義務年齢を超えた者で、中学校を卒業していない者、または中学校を卒業した者で不登校等の相当の理由により、学習する機会等がなかった者のうち、強い向上心を持つ者に対して、夜間に中学校教育を施すことで義務教育を受ける機会を実質的に保障することを目的とする。

2 学級名

川崎市立西中原中学校に夜間学級を設置し、川崎市立西中原中学校夜間学級と称する。

3 修業年限

修業年限は3年間とする。転・編入の場合は残余の期間とする。

4 入学の許可

次の各号に該当する者のうち、川崎市教育委員会が入学を認めた者とする。

- (1) 川崎市内に居住又は勤務する者
- (2) 中学校就学義務年齢を超えた者
- (3) 中学校を卒業していない者、または既卒者で不登校等の相当の理由により学習する機会等がなかった者
- (4) 就学に支障のない者

5 学年認定

原則として第1学年に入学する。ただし、生徒の過去の就学状況により、学校長は教育委員会と協議し、第2学年または第3学年に認定することができる。

6 在籍の取り消し

入学した生徒が、次のいずれかに該当した場合は、在籍を取り消すものとする。この場合、教育委員会は本人に通知し、以降の再入学は認めない。

- (1) 出席の状況がわるく、修学の見込みがない場合
- (2) 学校または、他の生徒の教育に妨げがある場合

7 卒業の認定

卒業の認定は学校長が行い教育委員会に報告する。

8 教育課程

学校長は、中学校学習指導要領に基づき、教育課程を編成する。

○附則

この要項は、昭和57年4月1日から施行する。

○附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

○附則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。